

# 群馬県適正化通信 NO. 180(令和5年9月号)

## 令和5年度整備管理者（選任後）研修の実施について

整備管理者は、常に整備管理に関する知識、能力の維持、向上に努めるとともに、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして整備管理者に対する研修の受講が義務付けられています。

また、自動車運送事業者の立場でも、整備管理者の能力の維持や向上に努めさせる義務があり、選任された整備管理者には「2カ年度ごとに1回」の受講が義務付けられ、漏れることなく講習を受けさせなければなりません。

事業者の皆様には、選任されている整備管理者の手帳等をご確認いただき、受講対象の管理者に対し受講漏れのないよう徹底をお願いいたします。

特に、前回の受講日が令和4年1月から3月に受講している場合には、令和3年度の受講になり、今年度受講対象となりますのでご注意ください。併せて、令和4年度（令和4年4月から令和5年3月）に選任されて以降、選任後研修を受講していない管理者も令和5年度の受講対象となります。

なお、研修受講にあたっては事前予約が必要です。9月中旬には群馬運輸支局ホームページに日程等が掲載されますので、以下を参考に予約のうえ受講をお願いいたします。

The screenshot shows the Gunma Transport Bureau website. On the left, there's a sidebar with links like 'Land Transportation', 'Automobile Inspection', 'Automobile Maintenance', 'Environment', etc. A red box highlights the 'Automobile Maintenance' link. Below it, a red box highlights the text 'Click here'. On the right, there's a large red arrow pointing from the sidebar to the 'Automobile Maintenance' section of the main content area. This section is titled 'Automobile Maintenance' and contains two subsections: 'Automobile Maintenance Related' and 'Operation Manager Related'. Both sections have several items listed with PDF and EXCEL download links.

「整備管理者関連」コーナーに9月中旬頃、研修日程等が掲載されます。  
受講希望日の申込書をダウンロードのうえ、群馬運輸支局へお申込みください。

■ 自動車の整備

■ 自動車整備関連

- 自動車の点検・整備
- 自動車整備士になるには
- 自動車整備工場を経営するには
- 不正改造車を排除する運動
- 整備主任者法令研修
- 整備主任者技術研修
- 整備主任者研修に関する手数料算算根拠資料  
※自動車整備振興会のホームページにリンクします。
- 整備主任者（変更・減員）届出書様式
- 自動車検査員（選任・辞任）届様式
- 自動車検査員教習修了証明様式
- 自動車整備士技能検定証明願様式
- 特定整備関係

■ 運行管理者関連

- 運行管理者とは
- 運行管理者資格者証交付申請手続き（試験合格者）
- 運行管理者資格者証交付申請手続き（実務経験等）
- 運行管理者資格者証交付申請書記載例
- 交付申請書様式（旅客）
- 交付申請書様式（貨物）
- 運行管理者資格者証再交付申請手続き
- IT点呼に係る報告書（新規）
- IT点呼に係る報告書（変更・終了）
- 遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に関する情報
- 令和5年度貸切バス事業者講習会の実施について（通知文）
- 令和5年度・貸切バス事業者講習会（講習資料及び統計資料）
- 令和5年度・貸切バス事業者講習会・設問の回答及び解説
- 令和5年度・貸切バス事業者講習会（講習動画・見返し用）

■ 整備管理者関連

- 整備管理者制度の概要
- 令和5年度整備管理者（選任前）研修の実施について

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821